

安心して出産を迎えるために ～交通費・宿泊費支援のご案内～

妊婦さんを応援します！



富士見町では、妊婦さんとそのご家族が安心して出産を迎えられるよう、交通費等の助成を行っています。

富士見町マタニティタクシー利用助成事業

対象

出産の際に病院までの交通手段として町内から分娩施設へ移動するためにタクシーを利用した妊婦さん

助成内容

出産の際に利用した町内から病院までの片道のタクシー利用料金の全額を助成します。

助成は1度の出産につき1回までです。

申請方法

タクシーを利用した日から、**6か月以内**に保健センターにて手続きをお願いします。

- 必要なもの
- ・マタニティタクシー利用助成金交付申請書兼請求書
 - ・タクシーの利用料金及び利用日が確認できる領収書の写し（原本でも可）
 - ・母子健康手帳

該当になる場合は
事前に保健センターまで
ご相談ください

富士見町妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業

対象

- (1) 住所地(里帰りしている場合は、里帰り先の居住地)から最も近い分娩取扱施設までおおむね60分以上の移動時間を要する妊婦さん
- (2) 医学的な理由等により、周産期母子医療センターで分娩する必要がある妊婦さんであって、住所地から最も近い周産期母子医療センターまでおおむね60分以上の移動時間を要する妊婦
富士見町で該当になる分娩取扱施設の例) 長野県立こども病院

助成内容

分娩施設等までの移動にかかる交通費(往復分)及び出産までの間、当該分娩施設の近くで待機するための近隣の宿泊施設の宿泊費(出産時の入院前の前泊分)の一部を助成します。

○交通費の助成額 …タクシーの場合は実費額の8割、公共交通機関の場合は運賃の8割
自家用車の場合は町の規定に準じた額の8割

○宿泊費の助成額 …実費額(上限9,800円)から1泊当たり2,000円を控除した額、最大14泊分



申請方法

出産日の翌日から起算して、**6か月以内**に保健センターにて手続きをお願いします。

- 必要なもの
- ・妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業申請書兼請求書
 - ・交通費及び宿泊費の領収書又は利用証明書等の写し(原本でも可)
 - ・母子健康手帳



○問い合わせ先

〒399-0292 富士見町落合10777番地 富士見町 住民福祉課 保健予防係(富士見町保健センター内)

電話: 0266-62-9134 メール: hokenyobou@town.fujimi.lg.jp